

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用については、第51条（基本使用料等の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

付加機能使用料の適用	
(1) 付加機能の利用の請求の取扱い等	<p>ア 当社は、2（料金額）に別段の定めがないときは、次の付加機能について、3G サービス契約者から利用の請求があったものとみなして取り扱います。ただし、料金種別の第7種Iを選択している契約者は、(ア)、(ウ)、(エ)及び(オ)について、利用の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(ア) 自動着信転送機能</p> <p>(イ) 留守番通信機能（追加機能においては、着信通知機能に限ります。）</p> <p>(ウ) 特定情報接続機能</p> <p>(エ) 迷惑文字メッセージ防止機能</p> <p>(オ) なりすまし文字メッセージ配信拒否機能</p> <p>イ（削除）</p> <p>ウ 当社は、2（料金額）に別段の定めがないときは、次の付加機能について、3G サービス(f)契約者から利用の請求があったものとみなして取り扱います。ただし、料金種別の第7種Iを選択している契約者は、(ア)、(ウ)及び(エ)について、利用の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(ア) 自動着信転送機能</p> <p>(イ) 留守番通信機能（追加機能においては、着信通知機能に限ります。）</p> <p>(ウ) 迷惑文字メッセージ防止機能</p> <p>(エ) なりすまし文字メッセージ配信拒否機能</p> <p>エ 当社は、2（料金額）に別段の定めがないときは、次の付加機能について、3G サービス(s)契約者から利用の請求があったものとみなして取り扱います。ただし、料金種別の第7種Iを選択している契約者は、(ア)、(ウ)及び(エ)について、利用の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(ア) 自動着信転送機能</p> <p>(イ) 留守番通信機能（追加機能においては、着信通知機能に限ります。）</p> <p>(ウ) 迷惑文字メッセージ防止機能</p> <p>(エ) なりすまし文字メッセージ配信拒否機能</p> <p>オ 当社は、2（料金額）に別段の定めがないときは、次の付加機能について、3G サービス(i)契約者から利用の請求があったものとみなして取り扱います。ただし、料金種別の第7種Iを選択している契約者は、(ア)、(ウ)及び(エ)について、利用の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(ア) 自動着信転送機能</p> <p>(イ) 留守番通信機能（追加機能においては、着信通知機能に限ります。）</p> <p>(ウ) 迷惑文字メッセージ防止機能</p> <p>(エ) なりすまし文字メッセージ配信拒否機能</p> <p>カ 当社は、2（料金額）に別段の定めがないときは、次の付加機能について、特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定める者に限りします。)から利用の請求があったものとみなして取り扱います。ただし、当社が別に定める料金種別を選択している契約者は、(ア)、(ウ)及び(エ)について、利用の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(ア) 自動着信転送機能</p> <p>(イ) 留守番通信機能（追加機能においては、着信通知機能に限ります。）</p> <p>(ウ) 迷惑文字メッセージ防止機能</p>

	<p>(エ) なりすまし文字メッセージ配信拒否機能</p> <p>キ (削除)</p> <p>ク モジュールサービス(i)契約者が利用できる付加機能は、国際アウトローミング機能、アクセスポイント接続機能及び限度額設定機能に限ります。</p> <p>ケ (削除)</p> <p>コ 当社が提供する付加機能については、2 (料金額) に定めるほか、当社が別に定めるところにより ます。</p>											
(2) (削除)												
(3) (削除)												
(4) 3G プリペイドサービス(s)契約に係る S!機能又は S!機能(i)の取り扱い等	<p>当社は、3G プリペイドサービス(s)契約者からの S!機能又は S!機能(i)の利用の請求の有無にかかわらず、S!機能又は S!機能(i)のうち、次表に規定する機能を提供します。</p> <p>ア タイプ B 又はタイプ D に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メッセージデータ機能のうちメッセージデータの蓄積に係るもの</td> </tr> <tr> <td>蓄積通知機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ タイプ C に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子メール機能(i)</td> </tr> <tr> <td>メッセージデータ機能のうちメッセージデータの蓄積に係るもの</td> </tr> <tr> <td>蓄積通知機能</td> </tr> <tr> <td>迷惑メール防止機能(i)</td> </tr> <tr> <td>なりすまし電子メール配信拒否機能</td> </tr> <tr> <td>URL 付電子メール配信拒否機能</td> </tr> <tr> <td>指定受信拒否機能</td> </tr> </tbody> </table>	機能	メッセージデータ機能のうちメッセージデータの蓄積に係るもの	蓄積通知機能	機能	電子メール機能(i)	メッセージデータ機能のうちメッセージデータの蓄積に係るもの	蓄積通知機能	迷惑メール防止機能(i)	なりすまし電子メール配信拒否機能	URL 付電子メール配信拒否機能	指定受信拒否機能
機能												
メッセージデータ機能のうちメッセージデータの蓄積に係るもの												
蓄積通知機能												
機能												
電子メール機能(i)												
メッセージデータ機能のうちメッセージデータの蓄積に係るもの												
蓄積通知機能												
迷惑メール防止機能(i)												
なりすまし電子メール配信拒否機能												
URL 付電子メール配信拒否機能												
指定受信拒否機能												
(5) (削除)												
(6) 障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受けている契約者回線(料金種別の第 7 種 I を選択する場合に限ります。)に係る付加機能使用料の適用	提供条件は当社が別に定めるところによります。											

2 料金額

区分		単位	料金額
1	その契約者回線へ行われた通信 (パケット通信モード及びメッセージ通信モードによる通信を除きます。以下この欄において同じとします。)を、あらかじめ指定された他の契約者回線又は協定事業者に係る電気通	1 契約者回線ごとに月額	無料

着信転送	信設備等に、自動的に転送する（当該契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作を行うことによる転送を含みます。）ことができるようにする機能をいいます。		
機能	<p>提供条件</p> <p>(1) 自動着信転送機能を利用する場合の通信時間は、この自動着信転送機能により転送される通信の相手（以下「転送先」といいます。）に接続して通信できる状態にした時刻に、通信を行った者の契約者回線とこの自動着信転送機能を利用している契約者回線との通信及びその契約者回線と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>(2) 自動着信転送機能により転送される通信に関する料金については、その自動着信転送機能を利用している契約者回線の契約者が支払いを要します。</p> <p>(3) 自動着信転送機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(4) この自動着信転送機能に係る転送先の契約者等から、その転送される通信について間違い通信等のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の届出がある場合であって、当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。</p> <p>(5) 自動着信転送機能を利用している契約者回線への通信又は自動着信転送機能により転送される通信については、電波が伝わりにくい等のため、その契約者回線に接続されている移動無線装置の在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないとき等は、その直前に確認できた地域（当社が確認できたものとみなす地域を含みます。）に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>(6) 留守番通信機能を利用しているときは、利用することができません。</p> <p>(7) 発着信規制を指定しているときは、利用することができない場合があります。</p>		
2 通信中着信機能	<p>(1) 通信中着信機能</p> <p>通信（通話モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。）中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作を行うことにより、次のことができるようにする機能をいいます。</p> <p>ア 現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。</p> <p>イ 現に通信中の通信を切断し、その着信に応答して通信を行うこと。</p> <p>ウ その着信に応答しないまま切断し、現に通信中の通信を継続すること。</p> <p>(2) 通信中発信機能</p> <p>その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作を行うことにより、次のことができるようにする機能をいいます。</p> <p>ア 現に通信中の通信を保留し、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。</p> <p>イ 現に通信中の通信を保留し、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続して通信を行っているときに、保留中の通信の切断又は保留中の通信と通信中の通信との同時切断を行うこと。</p>	1 契約者回線ごとに月額	200 円(220 円)

	提 供 条 件	(1) 多者通信機能を利用しているときは利用することができない場合があります。 (2) 当社は、通信中着信機能及び通信中発信機能を一括して提供します。		
3	多 者 通 信 機 能	<p>通信（通話モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。）中に端末設備のボタン操作を行うことにより、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続し、次のことができるようにする機能をいいます。</p> <p>ア 現に通信中の通信を保留し、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。</p> <p>イ 現に通信中の通信を保留し、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続して通信を行っているときに、保留中又は通信中の1の通信の切断若しくは保留中又は通信中の全ての通信の同時切断を行うこと。</p> <p>ウ 同時に最大六者までの間で通信を行うこと。</p>	1 契約者回線ごとに月額	200 円(220 円)
	提 供 条 件	通信中着信機能を利用しているときは利用することができない場合があります。		
4	基 本 留 守 番 通 信 機 能	<p>(1) 録音・再生機能 その契約者回線に着信した通信のメッセージの録音及び録音されたメッセージの再生を行う機能をいいます。</p> <p>(2) 不在案内機能 その契約者回線に着信した通信に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在を案内する等の機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	<p>料金種別の第7種Iを選択している契約者及び特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定めるものに限ります)</p> <p>右欄以外のもの</p> <p>無料</p>
	追 加 機 能	<p>(1) 着信通知機能 電波が伝わりにくい等により、その契約者回線に着信できなかった通信について、着信通知（着信情報（その通信の日時等に関する情報をいいます。以下この欄において同じとします。）の通知を行うことをいいます。以下この欄において同じとします。）を行う機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	300 円(330 円)

機能	す。)に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うことができるようにする機能をいいます。		
提供条件	<p>(1) 3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者、3G サービス(i)契約者又は特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定める者に限ります。)に限り提供します。</p> <p>(2) 登録できる電気通信番号は、30 以内とします。</p> <p>(3) 登録できる電気通信番号を超えて登録しようとするときは、現に登録されている電気通信番号のいずれかを消去した後に登録していただきます。</p> <p>(4) 当社は、現に登録中の電気通信番号に係る契約者回線等から行われた通信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(5) (4) に規定する通信に関する料金については、第 53 条（通信料の支払い義務）又は第 61 条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者の支払いを要します。</p> <p>(6) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電気通信番号を消去することがあります。</p> <p>(7) 当社は、現に登録中の電気通信番号に係る契約者回線から行われる通信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については責任を負いません。</p> <p>(8) 電気通信番号の登録方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
6 着信短縮ダイヤル	<p>あらかじめ指定した契約者回線（当社が別に定める固定電気通信事業者に係る電気通信設備を含みます。以下「指定契約者回線」といいます。）へ着信する通信（通話モード及びデジタル通信モードによる通信に限ります。）を着信短縮ダイヤル番号により行うことができるようにする機能をいいます。</p>	1 の着信短縮ダイヤル番号 ごとに月額	22,000 円(24,200 円)
提供条件	<p>(1) 3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者、3G サービス(i)契約者又は特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定める者に限ります。)に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者が指定できる指定契約者回線は、契約者回線又は当社が別に定める固定電気通信事業者の電気通信設備とします。</p> <p>(3) 着信短縮ダイヤル番号により行うことができる通信は、3G サービスの契約者回線からの通信に限ります。</p> <p>ただし、着信短縮ダイヤル機能を利用している契約者回線の契約者から、着信短縮ダイヤル番号により行うことができる通信の一部を規制してほしい旨の届出があった場合には、この限りではありません。</p> <p>(4) 契約者は、1 の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その発信を許容する地域を当社が定める地域単位ごとに指定することができます。</p> <p>(5) 当社は、その請求の承諾後、契約者が、当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。</p> <p>(6) 着信短縮ダイヤル番号に関するその他の提供条件については、3G サービスの契約者識別番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(7) 当社は、当社が別に定める固定電気通信事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者から着信短縮ダイヤル機能の利用の申込みがあったときは、この着信短縮ダイヤル機能を提供します。</p> <p>この場合において、契約申込みの方法及び承諾については、第 8 条（3G サービス契約申込みの方法）及び第 9 条（3G サービス契約申込みの承諾）の規定に準ずるものとし、その他の提供条件の適用にあたっては、3G サービス契約者とみなして取り扱います。</p>		

7 SI 機能	基本機能	<p>(1) メッセージデータ機能</p> <p>メッセージデータを送受信すること及び受信するメッセージデータを蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は転送等を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>(2) 蓄積通知機能</p> <p>メッセージデータ機能によりメッセージデータを蓄積したときに、その契約者回線にあらかじめ蓄積したことが通知できるようにする機能をいいます。</p> <p>(3) メッセージデータ変換機能</p> <p>メッセージデータをメールアドレスを利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようにする機能をいいます。</p> <p>(4) プラスメッセージデータ変換機能</p> <p>メッセージデータを契約者識別番号を利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようにする機能をいいます。</p> <p>(5) 指定先情報接続機能</p> <p>端末設備の操作等により指定した当社が別に定める電気通信設備に接続して、情報（端末設備に表示可能な数字及び文字をいいます。以下この欄において同じとします。）を受けられるようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	右欄以外のもの	3G プリペイドサービス(s) 契約(タイプ B 及び D に限りません。以下この欄において同じとします。)に係るもの
				300 円(330 円)	無料
追加機能	(1) 迷惑メール防止機能	当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額		無料
	(2) なりすまし電子メール配信拒否機能	当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、なりすまし電子メールとして当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額		無料
	(3) URL 付電子メール配信拒否機能	当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、URL を含むもの（当社が別に定めるものを除きます。）について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額		無料
	(4) 指定受信拒否機能	契約者識別番号又は当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める方法により、契約者が指定したものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額		無料

	ます。		
	<p>(5) 接続先制限機能</p> <p>指定先情報接続機能の利用（当社が別に定める場合を除きます。）において、当社が分類した区分に該当すると認めた情報を受けることができないようにする機能又は当社が別に定める接続先に限り接続するようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料
提供条件	<p>(1) 3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者、3G プリペイドサービス(s)契約者又は特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定める者に限ります。)に限り提供します。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の提供については別に定めるところによります。</p> <p>(2) (削除)</p> <p>(3) 3G プリペイドサービス(s)契約者は、第 3(通信料)1(適用)1-1(適用)(26)又は(27)に規定する 3G プリペイドサービス(s)に係る定額通信料の適用の適用を受けている期間に限り、本機能を提供します。</p> <p>(4) (削除)</p> <p>(5) 蓄積できるメッセージデータの数、1 のメッセージデータとして通信できる情報量等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(6) 蓄積したメッセージデータは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(7) (6)の規定によるほか、機能の利用の中止等があったときは、すでに蓄積されているメッセージデータが消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージデータの復元はできません。</p> <p>(8) 当社は、その契約者回線に係る契約者識別番号ごとに当社が別に定める 1 のメールアドレスを割り当てます。</p> <p>(9) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更等を行うことがあります。</p> <p>(10) 当社が別に定める端末設備が接続されている契約者回線からメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能を利用する場合に、端末設備からの要求等により、当該機能のほか、指定先情報接続機能の利用による通信を行うことがあります。</p> <p>(11) 当社は、SI機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(12) 当社は、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は指定先情報接続機能を利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等の起因する損害については、責任を負わないものとします。</p> <p>(13) メッセージデータの送受信はパケット通信モードにより行います。</p> <p>(14) (削除)</p> <p>(15) 蓄積通知機能によりメッセージデータの蓄積通知を受信し、蓄積したメッセージデータを受信するために行った要求、そのメッセージデータ(250byte までのものに限り、)の受信並びに送信したメッセージデータの配信確認に係る通信料については、支払いを要しません。</p> <p>(16) メッセージデータの受信に係る通信料について、当該メッセージデータを受信した契約者回線の契約者が料金の支払いを要します。</p> <p>(17) メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能及びプラスメッセージデータ変換機能は、契約者回線において利用されている端末設備に具備された無線 LAN 機能（米国電気電子学会(IEEE)の定める規格 IEEE 802.11a/b/g/n に準拠したものをいいます。以下同じとします。）を利用し、当社が別に定めるところにより、3G 通信サービスに係る無線基地局設備を経由することなく利用することができます。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の利用の登録をする場合は、この限りではありません。</p> <p>(18) (削除)</p>		

	<p>(19) (削除)</p> <p>(20) 情報の表示方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(21) 当社は、契約者又は契約者（18才未満の者である場合に限り。）の親権者若しくは後見人から請求があったときは、その契約者回線について、接続先制限機能を提供します。</p> <p>この場合において、接続先制限機能は当社が別に定める種類から、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>(22) 接続先制限機能を利用している契約者（18才未満の者である場合に限り。）が、この取扱い又は機能の廃止に関する請求を行うときは、契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。</p> <p>(23) 接続先制限機能の提供を受けている契約者回線について、当社が接続先制限機能を提供することができないときは、その契約者回線からの指定先情報接続機能の利用を制限することがあります。</p> <p>(24) メッセージデータは、受信側の端末設備の種類又は利用している機能等によって、その一部が削除されることがあります。</p> <p>(25) 当社は、基本機能を一括して提供します。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p> <p>(26) (削除)</p> <p>(27) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(28) 第3(通信料)1(適用)1-1(適用)(32)に規定する第十二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(34)に規定する第十四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(36)に規定する第十六種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(39)に規定する第十九種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(40)に規定する第二十種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(41)に規定する第二十一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(42)に規定する第二十二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(43)に規定する第二十三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(44)に規定する第二十四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用又は(45)に規定する第二十五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の適用を受けている契約者については、S!機能を利用することができます。</p>		
8	(削除)		
9	(削除)		
10	(削除)		
11	<p>国際アウトローミング（主として別記2に定める海外事業者に係る電気通信設備を使用して提供する電気通信サービスであって、当社においてその海外事業者に係る電気通信設備から送出された確認信号（移動無線装置の在圏が当該海外事業者に係る電気通信設備において確認されたことを通知する信号をいいます。以下同じとします。）による認証を必要とするものをいいます。）を利用できる機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料
11	<p>提 供 条 件</p> <p>(1) 3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者、3G サービス(i)契約者、モジュールサービス契約者(i)又は特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定める者に限り。)に限り提供します。</p> <p>(2) 海外事業者（別記2に定めるものに限り。以下この欄において同じとします。）が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、国際アウトローミングを利用することができない場合があります。</p> <p>(3) 国際アウトローミングを利用しているときはグループ内通信識別機能を利用することができません。</p> <p>(4) 国際アウトローミングを利用した場合の当社の付加機能に相当する機能に関する提供条件については、海外事業者の定めるところによります。</p>		

		<p>(5) 国際アウトローミングを利用して行った通信（当社の国際電気通信役務に係る電気通信設備を介して、国際アウトローミングで利用している移動無線装置へ着信する通話を含みます。以下同じとします。）に係る通信料その他の提供条件は、第5（国際アウトローミング通信料）に定めるところによります。なお、海外事業者に係る電気通信設備の技術的要因又は端末設備の機能等により、契約者回線に適用されている通信方式以外の通信方式を本邦外で利用できる場合があります。</p> <p>(6) 国際アウトローミングを利用して行った通信は、本邦外の法令、本邦外で電気通信事業を営む者が定めるところによりその取扱いが制限されることがあります。</p>		
12	(削除)			
13	基本機能	<p>(1) 位置情報検索機能</p> <p>端末設備の操作等により S!機能、S!機能(i)又はアクセスポイント接続機能(s)の指定先情報接続機能を利用して当社の電気通信設備（当社が別に定めるものに限り、以下この欄において同じとします。）に接続し、検索対象者（S!機能又はアクセスポイント接続機能(s)の提供を受けている契約者回線、当社がこの約款以外の契約約款等により提供する電気通信サービス（ワイモバイル通信サービス契約約款（電話サービス編）（タイプ1・2）により提供する電話サービス（タイプ1）及びEMOBILE通信サービス契約約款（EMOBILE 4G-S編）により提供するEMOBILE 4G-Sに限り、以下この欄において同じとします。）のうち、当社が別に定める機能の提供を受けている電気通信回線に係る契約者であって、本機能の利用により位置情報を送出することについてあらかじめ同意した者をいいます。以下同じとします。）の契約者回線に係る位置情報（契約者回線又は当社がこの約款以外の契約約款等により提供する電気通信サービスに係る電気通信回線に接続された端末設備の経度及び緯度等の情報をいいます。以下同じとします。）を検索する機能をいいます。</p> <p>(2) 指定時間位置情報検索機能</p> <p>端末設備の操作等により S!機能、S!機能(i)又はアクセスポイント接続機能(s)の指定先情報接続機能を利用して当社の電気通信設備に接続し、指定した時間に検索対象者の契約者回線に係る位置情報を検索する機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	200円(220円)
			1 位置情報検索ごとに	無料
追加機能		<p>(1) 検索対象者に係る位置情報送出設定機能</p> <p>検索対象者による位置情報送出設定（位置情報の検索を行うことができる契約者識別番号の登録及び解除並びに位置情報の送出方法の選択をいいます。以下この欄において同じとします。）を規制し、その検索対象者の契約者回線に係る位置情報送出設定を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>(2) 契約者回線位置情報検索機能</p> <p>インターネットを利用して当社の電気通信設備に接続し、契約者回線に係る位置情報を検索できるようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料
			1 位置情報検索ごとに	無料

	す。		
提供条件	<p>(1) SI機能、SI機能(i)又はアクセスポイント接続機能(s)の提供を受けている契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、検索対象者の契約者回線に係る契約者識別番号を、当社が別に定めるところによりあらかじめ登録していただきます。</p> <p>(3) 検索対象者は、位置情報検索の要求を行うことができる契約者回線に係る契約者識別番号を、当社が別に定めるところによりあらかじめ登録していただきます。</p> <p>(4) 当社は、契約者から位置情報検索機能を利用して位置情報検索の要求があったときは、そのことを検索対象者に係る契約者回線に通知します。</p> <p>(5) 検索した位置情報は、当社が別に定める時間が経過した後消去します。</p> <p>(6) 位置情報検索機能の利用の中止等があったときは、検索した位置情報を消去します。この場合において、消去された位置情報の復元はできません。</p> <p>(7) 契約者は、端末設備の操作等によるほか、インターネットを利用して所定の操作を行うことにより、位置情報検索機能を利用することができます。</p> <p>(8) 位置情報検索に係る付加機能使用料については、位置情報の検索ができなかったと当社が判断した場合は、その支払いを要しません。</p> <p>(9) 位置情報検索に係る通信のうち、位置情報検索の要求を受けた場合の位置情報の送出に係る通信料は、その送信を行った契約者回線の契約者が支払いを要します。</p> <p>(10) 契約者は、検索対象者に係る位置情報送出設定機能の利用の請求を行うときは、あらかじめ当社所定の書面をサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>この場合において、契約者と検索対象者が異なるときは、当社が別に定めるところにより、検索対象者に係る位置情報送出設定機能の利用に係る検索対象者の同意を確認できる書面を提出していただきます。</p> <p>(11) 当社は、契約者から請求があった場合のほか、検索対象者が次のいずれかに該当する場合には、検索対象者に係る位置情報送出設定機能を廃止します。</p> <p>(ア) 利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) 地位の承継があったとき。</p> <p>(ウ) 検索対象者が提供を受けている電気通信サービスに係る契約の解除があったとき。</p> <p>(エ) SI機能、アクセスポイント接続機能(s)又は当社が提供する別に定める機能の廃止があったとき。</p> <p>(12) 第65条（責任の制限）の規定を適用するときは、付加機能利用料のうち位置情報検索ごとの料金を通信料とみなして取り扱います。</p> <p>(13) 検索した位置情報の保存期間等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
14	(削除)		
15	(削除)		

16 S! 機 能 能 (i)	基 本 機 能	<p>(1) 電子メール機能(i) 電子メールを送受信すること及び受信する電子メールを蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は転送等を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>(2) 指定先情報接続機能 端末設備の操作等により指定した電気通信設備に接続して、情報（端末設備に表示可能な数字及び文字等をいいます。以下この欄において同じとします。）を受けられることができるようにする機能をいいます。</p> <p>(3) メッセージデータ機能 メッセージデータを送受信すること及び受信するメッセージデータを蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は転送等を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>(4) 蓄積通知機能 メッセージデータ機能によりメッセージデータを蓄積したときに、その契約者回線にあらかじめ蓄積したことが通知できるようにする機能をいいます。</p> <p>(5) メッセージデータ変換機能 メッセージデータをメールアドレスを利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようにする機能をいいます。</p> <p>(6) プラスメッセージデータ変換機能 メッセージデータを契約者識別番号を利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようにする機能をいいます。</p>	1 契約者 回線 ごと に月額	右欄以外のもの	3G プリペイド サービス(s) 契約(タイプ C に 限ります。以下 この欄において 同じとします。) に 係るもの
				300 円(330 円)	無料
追 加 機 能		<p>(1) 迷惑メール防止機能(i) 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>(2) なりすまし電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、なりすまし電子メールとして当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>(3) URL 付電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、URL を含むもの（当社が別に定めるものを除きます。）について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>(4) 指定受信拒否機能 契約者識別番号又は当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める方法により、契約者が指定したものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p>	1 契約者 回線 ごと に月額		無料

	<p>ます。</p> <p>(5) 接続先制限機能</p> <p>指定先情報接続機能の利用（当社が別に定める場合を除きます。）において、当社が分類した区分に該当すると認めた情報を受けることができないようにする機能又は当社が別に定める接続先に限り接続するようにする機能をいいます。</p>		
<p>提 供 条 件</p>	<p>(1) 3G サービス(i)契約者、3G プリペイドサービス(s)契約者又は特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定める者に限ります)に限り提供します。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の提供については別に定めるところによりま す。</p> <p>(2) 蓄積できる電子メール又はメッセージデータの数、1の電子メール又はメッセージデータとして通信できる情報量 等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによりま す。</p> <p>(3) 蓄積した電子メール又はメッセージデータは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(4) (3)の規定によるほか、機能の利用の中止等があったときは、すでに蓄積されている電子メール又はメッセージデー タが消去されることがあります。この場合、消去された電子メール又はメッセージデータの復元はできません。</p> <p>(5) 当社は、その契約者回線に係る契約者識別番号ごとに当社が別に定める2のメールアドレスを割り当てま す。</p> <p>(6) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更等を行うことがありま す。</p> <p>(7) 当社は、S!機能(i)の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しま せん。</p> <p>(8) 当社は、電子メール機能(i)、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は指定先情報接続機 能を利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等の起因する損害について は、責任を負わないものとします。</p> <p>(9) 電子メール又はメッセージデータの送受信はパケット通信モードにより行います。</p> <p>(10) メッセージデータの受信に係る通信料について、当該メッセージデータを受信した契約者回線の契約者が料金の 支払いを要します。</p> <p>(11) (削除)</p> <p>(12) (削除)</p> <p>(13) 情報の表示方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによりま す。</p> <p>(14) 当社は、契約者又は契約者(18才未満の者である場合に限りま す。)の親権者若しくは後見人から請求があったと きは、その契約者回線について、接続先制限機能を提供ま す。 この場合において、接続先制限機能は当社が別に定める種類から、あらかじめいずれか1つを選択していただきま す。</p> <p>(15) 接続先制限機能を利用している契約者(18才未満の者である場合に限りま す。)が、この取扱い又は機能の廃止に 関する請求を行うときは、契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきま す。</p> <p>(16) 接続先制限機能の提供を受けている契約者回線について、当社が接続先制限機能を提供することができないとき は、その契約者回線からの指定先情報接続機能の利用を制限することがありま す。</p> <p>(17) メッセージデータは、受信側の端末設備の種類又は利用している機能等によって、その一部が削除されることが ありま す。</p> <p>(18) 当社は、基本機能を一括して提供ま す。</p> <p>(19) (削除)</p> <p>(20) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによりま す。</p> <p>(21) 3G プリペイドサービス(s)契約者は、第3(通信料)1(適用)1-1(適用)(26)に規定する3G プリペイドサービス(s)に係</p>		

	<p>る定額通信料の適用の適用を受けている期間に限り、本機能を提供します。</p> <p>(22) プラスメッセージデータ変換機能は、契約者回線において利用されている端末設備に具備された無線 LAN 機能(米国電気電子学会(IEEE)の定める規格 IEEE 802.11a/b/g/n に準拠したものをいいます。以下同じとします。)を利用し、当社が別に定めるところにより、3G 通信サービスに係る無線基地局設備を経由することなく利用することができます。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の利用の登録をする場合は、この限りではありません。</p> <p>(23) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、電子メール機能(i)の利用を停止することがあります。</p> <p>ア 契約者又は契約者以外の者が電子メール機能(i)を契約者以外の者に利用させる行為を行った又はそのおそれがあると当社が認めたとき。</p> <p>イ 契約者以外の者が契約者の同意を得ることなく電子メール機能(i)の利用を行ったとき。</p> <p>ウ 技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。</p> <p>(24) 第 3(通信料)1(適用)1-1(適用)(34)に規定する第十四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(36)に規定する第十六種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(39)に規定する第十九種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(40)に規定する第二十種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(42)に規定する第二十二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(43)に規定する第二十三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(44)に規定する第二十四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用又は(45)に規定する第二十五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の適用を受けている契約者については、S!機能(i)を利用することができます。</p>		
17	<p>特定情報(サービスに係る設定、変更等のために設置されている当社の電気通信設備に蓄積されている情報であって、当社が別に定めるものをいいます。)への接続を行う機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料
提供	<p>(1) 3G サービス契約者に提供します。</p> <p>(2) 特定情報接続機能の利用に係る通信はパケット通信モードにより行います。</p> <p>(3) 特定情報接続機能の利用に係る通信料については支払いを要しません。</p>		
18	<p>インターネットからの操作により、位置情報検索機能及び別記 18 に規定する電話帳情報蓄積・読み込みサービスに係る一部の操作を、管理グループ(3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)、3G サービス(i)又は特定契約サービス(4G)(当社が別に定めるものに限り。))の契約者回線により構成される回線グループであって、その全ての契約者回線に係る請求書の送付先が同一であるものをいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線に係る操作と併せて行うことができる機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	475 円(522.5 円)
基本機能	<p>(1) 位置情報一斉検索機能</p> <p>インターネットからの操作により、管理グループを構成する契約者回線に係る位置情報を検索する機能をいいます。</p>	1 位置情報検索ごとに	5 円(5.5 円)
	<p>(2) グループ電話帳情報編集機能</p> <p>インターネットからの操作により、管理グループを構成する契約者回線に係る電話帳情報(別記 18 に規定する電話帳情報蓄積・読み込みサービスに係るものをいいます。)の編集を行う機</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料

	能をいいます。		
提 供 条 件	<p>(1) SI機能又はSI機能(i)の提供を受けている3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者、3G サービス(i)契約者又は特定契約サービス(4G) 契約者(当社が別に定める者に限り。))に限り提供します。</p> <p>(2) グループ管理機能を選択する契約者は、1 の管理グループを指定して、当社に届け出ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、(2)の届出があったときは、契約者が法人以外である場合を除いてこれを承諾します。</p> <p>(4) 当社は、(2)の届出があったときは、管理グループを構成する全ての契約者回線について、通信中着信機能、多者通信機能、留守番通信機能(追加機能に限り。)、位置情報検索機能(追加機能に限り。))及び別記 18 に規定する電話帳情報蓄積・読み込みサービスの利用の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>この場合において、契約者は、本機能に係るものを除く付加機能使用料について支払いを要しません。</p> <p>(5) 位置情報一斉検索機能に係る料金については、1 の検索対象契約者回線ごとに適用します。</p> <p>(6) 当社は、契約者から申し出があった場合及び管理グループを構成する全ての契約者回線について3G 通信サービスに係る契約の解除があった場合はグループ管理機能を廃止します。</p> <p>(7) グループ管理機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
19 内 線 通 信 機 能	<p>内線グループ(3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)、3G サービス(i)及び特定契約サービス(4G)契約者回線等によって構成される回線グループであって、その全ての契約者回線等の名義が同一であることをいいます。以下同じとします。)内において内線番号による通信(通話モードによる通信に限り。以下この欄において同じとします。)を行うことができるようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	934 円(1,027.4 円)
提 供 条 件	<p>(1) 契約者は、1 の内線グループを指定して当社に届け出ていただきます。この場合において、契約者は、内線グループを構成する1 契約者回線ごとに内線番号の登録を行っていただきます。</p> <p>(2) 当社は、(1)の届出があった場合、次のいずれかに該当する場合を除いて承諾します。</p> <p>ア 契約者が法人以外であるとき</p> <p>イ 内線グループを構成する回線数が50 以上とならないとき(当社が別に定める場合を除きます)</p> <p>ウ (削除)</p> <p>エ (削除)</p> <p>(3) 当社は、内線通信機能の提供を受けている契約者回線について、契約者から申し出があった場合、その契約者回線に係る内線通信機能を廃止します。</p> <p>(4) 当社は、(2)ア又はイに規定する条件を満たさなくなった場合は、内線グループを構成する全ての契約者回線について内線通信機能を廃止することがあります。</p> <p>(5) 契約者は、内線番号の変更を行う場合、当社に届け出ていただきます。</p> <p>(6) 内線番号による通話の方法その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>		
20	(削除)		
21	(削除)		

22 基本機能 ポイント 接続機能	<p>(1) 電子メール機能(i) 電子メールを送受信すること及び受信する電子メールを蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は転送等を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>(2) 指定先情報接続機能 端末設備の操作等により、当社が定める経路で電気通信設備に接続して、情報(端末設備に表示可能な数字及び文字をいいます。以下この欄において同じとします。)を受けること及び電子メールの送受信等を可能にする機能をいいます。</p> <p>(3) プラスメッセージデータ変換機能 メッセージデータを契約者識別番号を利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線 ごとに	<p>モジュールサービス(i)契約に係るもの</p> <p>月額 300円(330円)</p>
	追加機能	<p>(1) 迷惑メール防止機能(i) 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>(2) なりすまし電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、なりすまし電子メールとして当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>(3) URL 付電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、URL を含むもの(当社が別に定めるものを除きます。)について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>(4) 指定受信拒否機能 契約者識別番号又は当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める方法により、契約者が指定したものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>(5) 接続先制限機能 指定先情報接続機能の利用(当社が別に定める場合を除きます。)において、当社が分類した区分に該当すると認めた情報を受けることができないようにする機能又は当社が別に定める接続先に限り接続するようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線 ごとに月額
提供条件	<p>(1) モジュールサービス(i)契約者又は特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定める場合に限りです。)に限り提供します。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の提供については別に定めるところによります。</p> <p>(2) 蓄積できる電子メールの数、1の電子メールとして通信できる情報量等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(3) 蓄積した電子メールは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p>		

	<p>(4) (3)の規定によるほか、機能の利用の中止等があったときは、すでに蓄積されている電子メールが消去されることがあります。この場合、消去された電子メールの復元はできません。</p> <p>(5) 当社は、その契約者回線に係る契約者識別番号ごとに当社が別に定める1のメールアドレスを割り当てます。</p> <p>(6) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更等を行うことがあります。</p> <p>(7) 当社は、アクセスポイント接続機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(8) 当社は、アクセスポイント接続機能を利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等の起因する損害については、責任を負わないものとします。</p> <p>(9) 電子メールの送受信はパケット通信モードにより行います。</p> <p>(10) 情報の表示方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(11) 当社は、契約者又は契約者(18才未満の者である場合に限り)の親権者若しくは後見人から請求があったときは、その契約者回線について、接続先制限機能を提供します。</p> <p>この場合において、接続先制限機能は当社が別に定める種類から、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>(12) 接続先制限機能を利用している契約者(18才未満の者である場合に限り)が、この取扱い又は機能の廃止に関する請求を行うときは、契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。</p> <p>(13) 接続先制限機能の提供を受けている契約者回線について、当社が接続先制限機能を提供することができないときは、その契約者回線からの指定先情報接続機能の利用を制限することがあります。</p> <p>(14) 当社は、基本機能を一括して提供します。</p> <p>(15) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(16) プラスメッセージデータ変換機能は、契約者回線において利用されている端末設備に具備された無線LAN機能(米国電気電子学会(IEEE)の定める規格 IEEE 802.11a/b/g/n に準拠したものをいいます。以下同じとします。)を利用し、当社が別に定めるところにより、3G通信サービスに係る無線基地局設備を経由することなく利用することができます。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の利用の登録をする場合は、この限りではありません。</p> <p>(17) 第3(通信料)1(適用)1-1(適用)(34)に規定する第十四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(37)に規定する第十七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用又は(38)に規定する第十八種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の適用を受けている契約者については、アクセスポイント接続機能を利用することができます。</p>		
23	<p>その契約者回線を用いて行われた3G通信サービス等の料金その他の債務(有料情報サービスの利用により生じた情報提供者の債権及び回収代行サービスの料金を含みます。)の累計額が、契約者があらかじめ指定した限度額を超えたときに、その契約者回線から発信する通信(当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。)を規制する機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	100円(110円)
機能	<p>提供条件</p> <p>(1) 3Gサービス契約者、3Gサービス(f)契約者、3Gサービス(s)契約者、3Gサービス(i)契約者、モジュールサービス(i)契約者又は特定契約サービス(4G)契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、累計額が、契約者があらかじめ指定した限度額を超えたことを当社が確認したときから、確認日を含む料金の翌料金の初日における当社が別に定める時刻までの間、その契約者回線から発信する通信の規制を行います。</p> <p>(3) 累計額の算定の対象となる料金等、本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
24	(削除)		

25	(削除)				
26	基本機能	<p>(1) メッセージデータ機能 メッセージデータを送受信すること及び受信するメッセージデータを蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は転送等を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>(2) 蓄積通知機能 メッセージデータ機能によりメッセージデータを蓄積したときに、その契約者回線にあらかじめ蓄積したことが通知できるようにする機能をいいます。</p> <p>(3) メッセージデータ変換機能 メッセージデータを電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようにする機能をいいます。</p> <p>(4) プラスメッセージデータ変換機能 メッセージデータを契約者識別番号を利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようにする機能をいいます。</p> <p>(5) 指定先情報接続機能 端末設備の操作等により指定した当社が別に定める電気通信設備に接続して、情報（端末設備に表示可能な数字及び文字をいいます。以下この欄において同じとします。）を受けられるようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線 ごとに月額	<p>特定契約サービス(4G)契約 (4G通信サービス契約約款に規定する4Gデータプリペイド通信サービスに係るもの</p> <p>無料</p>	<p>特定契約サービス(4G)契約(当社が別に定めるもの)に係るもの</p> <p>300円(330円)</p>
追加機能	追加工能	<p>(1) 迷惑メール防止機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>(2) なりすまし電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、なりすまし電子メールとして当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>(3) URL付電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、URLを含むもの（当社が別に定めるものを除きます。）について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>(4) 指定受信拒否機能 契約者識別番号又は当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める方法により、契約者が指定したものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線 ごとに月額	無料	
提供条	提供条	<p>(1) 特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定めるもの)に限り提供します。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の提供については別に定めるところによります。</p> <p>(2) 蓄積できるメッセージデータの数、1のメッセージデータとして通信できる情報量等その他の提供条件については、</p>			

	<p>件 当社が別に定めるところによります。</p> <p>(3) 蓄積したメッセージデータは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(4) (3)の規定によるほか、機能の利用の中止等があったときは、すでに蓄積されているメッセージデータが消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージデータの復元はできません。</p> <p>(5) 当社は、その契約者回線に係る契約者識別番号ごとに当社が別に定める1のメールアドレスを割り当てます。</p> <p>(6) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更等を行うことがあります。</p> <p>(7) 当社は、本機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(8) 当社は、本機能を利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等の起因する損害については、責任を負わないものとします。</p> <p>(9) メッセージデータの送受信はパケット通信モードにより行います。</p> <p>(10) 蓄積通知機能によるメッセージデータの蓄積通知の受信に係る通信料については、支払いを要しません。</p> <p>(11) メッセージデータの受信に係る通信料について、当該メッセージデータを受信した契約者回線の契約者が料金の支払いを要します。</p> <p>(12) メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能及びプラスメッセージデータ変換機能は、契約者回線において利用されている端末設備に具備された無線LAN機能（米国電気電子学会(IEEE)の定める規格 IEEE 802.11a/b/g/n に準拠したものをいいます。以下同じとします。）を利用し、当社が別に定めるところにより、3G通信サービスに係る無線基地局設備を経由することなく利用することができます。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の利用の登録をする場合は、この限りではありません。</p> <p>(13) (削除)</p> <p>(14) (削除)</p> <p>(15) 情報の表示方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(16) メッセージデータは、受信側の端末設備の種類又は利用している機能等によって、その一部が削除されることがあります。</p> <p>(17) 当社は、基本機能を一括して提供します。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p> <p>(18) 当社が別に定める料金種別を選択している契約者について、料金月の起算日以外の日に契約の解除があったとき（契約の解除があった日の属する料金月に契約者回線の提供を開始した場合を除きます。）は、本機能に係る月額料金の日割りを行いません。</p> <p>(19) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(20) アクセスインターネットプラスに係る通信を主として利用している契約者は、メッセージデータ機能、蓄積通知機能、メッセージデータ変換機能、迷惑メール防止機能、なりすまし電子メール配信拒否機能、URL付電子メール配信拒否機能及び指定受信拒否機能を利用できません。</p> <p>(21) 特定契約サービス(4G)契約者（4G通信サービス契約約款に規定する4Gデータプリペイド通信サービスを選択した契約者に限ります。）は、4G通信サービス契約約款に規定する4Gデータプリペイド通信サービスに係る利用可能期間に限り、本機能(指定先情報接続機能)に限り提供します。</p> <p>(22) 第3(通信料)1(適用)1-1(適用)(34)に規定する第十四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用、(37)に規定する第十七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用又は(38)に規定する第十八種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の適用を受けている契約者については、アクセスポイント接続機能(s)を利用することができます。</p>		
27	<p>メッセージ通信モードにより契約者回線宛に送信された文字メッセージのうち、当社が別に定める方法により、契約者が指定したものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料
文	<p>提 本機能により一度蓄積されなかった文字メッセージをあらためて蓄積することはできません。</p>		

<p>字 メ ッ セ ー ジ 受 信 拒 否 機 能</p>	<p>供 条 件</p>
<p>28 海 外 文 字 メ ッ セ ー ジ 受 信 拒 否 機 能</p>	<p>メッセージ通信モードにより契約者回線宛に送信された文字メッセージのうち、海外事業者の電気通信設備から送出された文字メッセージ(携帯電話事業者が提供する電気通信サービスに係る文字メッセージを除きます。)について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>1 契約者回線ごとに月額</p> <p>無料</p> <p>提 供 条 件</p> <p>本機能により一度蓄積されなかった文字メッセージをあらためて蓄積することはできません。</p>
<p>29 迷 惑 文 字 メ ッ セ ー ジ 防 止 機 能</p>	<p>メッセージ通信モードにより契約者回線宛に送信された文字メッセージのうち、迷惑文字メッセージとして当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>1 契約者回線ごとに月額</p> <p>無料</p> <p>提 供 条 件</p> <p>(1) 本機能は、迷惑文字メッセージの蓄積を全て行わないこと又は迷惑文字メッセージ以外の文字メッセージの蓄積を全て行うことを保証するものではありません。</p> <p>(2) 本機能により一度蓄積されなかった文字メッセージをあらためて蓄積することはできません。</p>

30	<p>メッセージ通信モードにより契約者回線宛に送信された文字メッセージのうち、なりすまし文字メッセージとして当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料
<p>なりすまし文字メッセージ配信拒否機能</p>	<p>提供条件</p> <p>(1) 本機能は、全てのなりすまし文字メッセージの蓄積を行わないこと又はその他の文字メッセージの蓄積を行うことを保証するものではありません。</p> <p>(2) 本機能により蓄積されなかった文字メッセージの復旧はできません。</p>		
31	<p>メッセージ通信モードにより契約者回線宛に送信された文字メッセージのうち、URL を含むもの（当社が別に定めるものを除きます。）について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料
<p>URL 付文字メッセージ配信拒否機能</p>	<p>提供条件</p> <p>(1) 本機能は、全ての URL 付文字メッセージの蓄積を行わないこと又はその他の文字メッセージの蓄積を行うことを保証するものではありません。</p> <p>(2) 本機能により蓄積されなかった文字メッセージの復旧はできません。</p>		
<p>(1) 端末設備の種類等により付加機能の全部又は一部の提供を受けられないことがあります。</p> <p>(2) その契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域により、利用する付加機能の全部又は一部の提供を受けられないことがあります。</p>			